

北海道知事 堀 達也 様

1998年4月16日

(社) 北海道自然保護協会

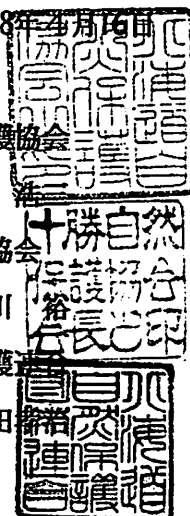
会長 俵

十勝自然保護協会

会長 及川

北海道自然保護

代表 稲田



大雪山国立公園・士幌高原道路計画に関する説明を求める要望書

この4月から「北海道情報公開条例」が新しく施行されました。

その条例の前文では、「道が保有する情報は、道民の共有の財産であり、これを広く公開することは、…道政を推進していくために不可欠」であり、「道民による行政参加と監視の観点から、情報の公開の重要性がますます高まって」いるとの認識を示した後に、「新しい情報公開制度は、だれもが知りたいときに自由に知り得る権利を明らかにするとともに、道政の諸活動について説明する責任を全うすることにより、その公開性を高め、及び道民参加を促進するものでなければならない」と高らかにうたっています。

このような理念に裏付けられた新条例の内容は先進的なものとして、全国的にも高く評価されております。今後の道政の執行は、その理念に沿った情報公開を実効あるものとするのが、きわめて重要であることは論を待ちません。

そこで私たちは、標記について下記の2点の説明をお願いいたしますので、文書による回答をし、説明会を催してくださるよう、強く要望いたします。

記

1 以前に提出した質問・要望で未回答になっている事項に対して回答すること

私たち3団体は1997年9月16日づけで「大雪山国立公園・士幌高原道路を白紙撤回することの質問・要望書」を知事あてに提出しました。それに対して同年10月9日づけで知事から、「これらの質問は、過去の判断等について問うだけでなく、現在の認識など『時のアセス』の評価作業に直接的、間接的に関連しているものと思われます。道としては、質問に対する回答については再評価の結果を待たなければ明らかにできない」と回答を拒否されました。

そこで同年11月20日に、時のアセスの「現在の評価」には関係がなく、士幌高原道路に対する過去の道政の対応のうち、私たちにとって理解できず疑問に思うことを、「なぜ、

どのような理由で、そのように対処したか」という「過去の判断」を説明していただきたいと、再質問・再要望いたしました。ところが知事は、それに対しても同年12月26日づけで、「回答は差し控えたい」と回答を拒否いたしました（別貼資料参照）。

このようなことは北海道情報公開条例に明記された、「知る権利」「道民による行政参加と監視」に反し、「行政の説明責任」を放棄したことになります。

そこで私たちは、11月20日づけの再質問・再要望にある「過去の判断」について、行政の「説明する責任を全うすることにより、その公開性を高め、及び道民参加を促進する」よう、再再質問・再再要望をいたしますので回答されることを強く要望いたします。

2 時のアセスの再評価に関係する情報を公開すること

北海道自然保護協会は本年2月24日づけで知事あて、「『時のアセス』の進め方の抜本的な改革を求める要請書」を提出し、それに対して本年3月17日づけで知事から回答をいただきました。その回答の「再評価のスケジュール」によると、土幌高原道路に関しては①ニーズ調査の企画、②交通解析調査、③間接効果算出データ収集・解析、④トンネル概算工事費算出の4項目が、本年3月末でひと区切りついたことになっています。

とくに①ニーズ調査は、3月末で「企画」が終了し、ひきつづき4月から「実施」に入ることになっております。このニーズ調査は、いわゆる世論調査であり、その「企画」には、(a)どのようにサンプリングするか、(b)どのような設問、回答選択を用意するか、の二つが含まれていると考えます。仮に(a)が統計学的にどれほど客観的であっても、(b)に恣意的な部分があれば、その調査結果はまったく信頼性のうすいものとなってしまいます。このニーズ調査は、時のアセスの一環として行なわれるものですから、当然のこととして時のアセスの評価項目にあげられている、「必要性」（この道路は必要か、社会・経済の変化で必要性が変わっていないか）、「妥当性」（この道路は自然保護の基本である「北海道自然環境保全指針」や「林談話」と整合性があるか）、「優先性」（緊急に実施する必要があるか）、「効果」（道路で地域が活性化するか、この計画は社会的に好感度が高いか）、といった事項に対する北海道民の意向が正確に反映されるものでなければならず、設問・回答選択が客観性を欠いたものであってはなりません。

スケジュールによれば4月からニーズ調査の「実施」になっておりますので、「実施」に先立ち「企画」の内容を公開し、「だれもが知りたいときに自由に知り得る権利を明らかにするとともに、道政の諸活動について説明する責任を全うすることにより、その公開性を高め、及び道民参加を促進するものでなければならない」という北海道情報公開条例の理念に即応することを強く要望いたします。

また②③④についても、その結果を公表されるよう、強く要望いたします。

広聴第4-17号

平成10年5月7日

(社) 北海道自然保護協会

会長 俵 浩三

十勝自然保護協会

会長 及川 裕 様

北海道自然保護連合

代表 稲田 孝治

北海道知事 堀 達也



「大雪山国立公園・士幌高原道路計画に関する説明を求める要望書」
について(回答)

1 項目1について

今回、貴3団体から、道の過去の判断の根拠について重ねての質問がありましたが、時のアセスメントの再評価作業に関連しているものでありますことから、回答は差し控えたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

2 項目2について

時のアセスの再評価に係る情報につきましては、近く平成9年度の調査結果などを公表する予定でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

(総合企画部政策室広聴課道民相談室主査(道民の声))